

諮問日：平成29年5月9日（平成29年度（情）諮問第2号）

答申日：平成29年8月7日（平成29年度（情）答申第8号）

件名：福岡高等裁判所における弁護士会館駐車場の賃料等の扱いについての文書
の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「福岡県弁護士会館駐車場の賃料等福岡県弁護士会館駐車場の扱いについての文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が、別紙記載の各文書（以下「本件各対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が平成29年3月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各対象文書のうち裁判所職員の印影部分（以下「本件不開示部分」という。）について、行政機関の公務員と同じく扱うのであれば、名簿に登載されている職員については開示すべきであるから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当するとはいえない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分は、文書の起案者及び決裁者の印影であり、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。また、これらの印影は、その固有の形状が文

書の真正を示す認証的機能を有していることに照らすと、これらが公にされた場合には、偽造されて悪用されるなど個人の権利利益を害するおそれがあるから、同号ただし書イに規定する情報には相当しない。そのほか、同号ただし書ロ及びハに相当する事情はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年5月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月9日 審議
- ④ 同年8月4日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、本件不開示部分を開示すべきであると主張し、一方、最高裁判所事務総長の上記説明は、本件不開示部分は文書の起案者及び決裁者の印影であり、法5条1号に規定する不開示情報に相当するというものであるから、以下、この点について検討する。

本件不開示部分は、起案者又は決裁者としての裁判所職員の印影であるところ、これらの印影は、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、これらを公にすれば、偽造され、又は悪用されるなどして、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。そうすると、これらの印影について、法5条1号ただし書イに相当するとはいえない。また、これらの印影について、同号ただし書ロ又はハに相当する事情は認められない。

したがって、本件不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、本件各対象文書を対象文書として特定し、その一部を不開示とした原判断については、本件不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人

別紙

- 1 「福岡県弁護士会の駐車場利用に関する届出書について 11/23（水）午前8時～8時30分」と題する決裁文書
- 2 平成28年10月20日付け届出書（同年11月23日に福岡県弁護士会館正面玄関前にバスを停車する旨の届出書）
- 3 「福岡県弁護士会の駐車場利用に関する届出書について 12/7（水）午後5時45分～6時15分」と題する決裁文書
- 4 平成28年10月20日付け届出書（同年12月7日に福岡県弁護士会館正面玄関前にバスを停車する旨の届出書）